

川口市立高等学校・附属中学校後援会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、川口市立高等学校・附属中学校後援会と称し、事務所を川口市立高等学校・附属中学校（以下、「本校」という。）内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、本校生徒・教職員の各種教育活動に対し援助を行うとともに、学校施設・設備の充実・振興の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生徒・教職員の各種活動の助成に関すること。
- (2) 学校施設・整備の助成に関すること。
- (3) 学校行事等の助成に関すること。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第3章 会員

(会員)

第4条 本会は、本校生徒の保護者（正会員）、本会の趣旨に賛同する卒業生の保護者（有志保護者会員）及び入会を希望する教職員（有志教職員会員）で組織する。

第4章 役員

(役員および定数)

第5条 本会に(1)ないし(4)の役員を置く。また、(5)の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 若干名

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。また書記及び会計の職務を行う。
- (3) 常任理事は、常任理事会を構成し総会に上程する議案、その他重要事項について審議する。
- (4) 監事は、会計に関する事項を監査する。
- (5) 幹事は、庶務、その他の会務に関する事項について処理する。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び監事は会員の中から役員選考委員会において選考し、常任理事会の推薦を経て総会の承認を受ける。
- (2) 会長は常任理事会の承認を得て、会員から常任理事若干名を指名することができる。
- (3) 会長は常任理事会の承認を得て、教職員有志会員の中で希望する者の中から幹事若干名を指名することができる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、役員選考委員会において選出し、常任理事会で承認することができる。補欠役員の任期は前任者の残余期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。任期は原則1年とする。ただし、会長が提案し常任理事会の承認があれば、延長することができる。顧問は、本会の会務に関し会長の諮問に応ずる。

第5章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 常任理事会
- (3) その他、会務に必要とされるための特別委員会及び部会
- (4) 役員選考委員会
- (5) 上記(1)～(4)に関しては、これを会長が必要と認めるときは、会則に定める招集を略し、電磁的方法又は書面による全ての会議の開催、その他の方法(電話・FAX等)に代えることができる。

(総会)

第11条 総会は、年度初めに会長が招集する。総会は次の事項を議決する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、常任理事の3分の2以上の要求があるときは、臨時総会を開くことができる。

- (1) 事業報告・決算の承認に関する事項
- (2) 事業計画・予算に関する事項
- (3) 役員の承認に関する事項
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) その他、必要な事項

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。総会議案、各事業案等の審議を行う。
常任理事会は、総会から委任された特定の案件に関し、総会の権限を代行することができる。

(役員選考委員会)

第13条 役員選考委員会は、会長、副会長、常任理事及び幹事をもって構成し、役員の選出案を検討、審議する。必要に応じて他の会員を招集できる。

第6章 会費および会計

(経費の支弁)

第14条 本会の経費は、会員の納入する会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第15条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校正会員及び教職員有志会員会費 月額 1,500円
- (2) 高等学校入会金 8,000円(入学時納入)
- (3) 附属中学校正会員及び教職員有志会員会費 月額 500円
- (4) 附属中学校入会金 8,000円(附属中学校入学時のみ納入。ただし、高等学校入学時には不要)

(会費の減免)

第 16 条 会員に特別な事由があるときは、別に定める減免規則に基づき、会費を減免することができる。

(慶弔費)

第 17 条 会則第 3 条 4 項に基づき、慶弔規程を設ける。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 7 章 特別会計

(特別会計)

第 19 条 本校の教育振興、施設整備を充実するため理事会に諮り、総会の承認を得て特別会計を設定することができる。

(経費の支弁)

第 20 条 特別会計は、埼玉県教育関係職員必携等に基づき支出する。

第 8 章 会計事務

(会計事務)

第 21 条 川口市立高等学校・附属中学校後援会の会計管理に当たり、専任の会計事務員を置くものとする。

第 9 章 外部会計監査

(外部会計監査)

第 22 条 川口市立高等学校・附属中学校後援会の外部会計監査として、税理士等を置くものとする。

附 則

本会則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

本会則は、令和 元年 5 月 1 8 日から施行する。

本会則は、令和 3 年 5 月 2 1 日から施行する。

本会則は、令和 5 年 6 月 1 0 日から施行する。

本会則は、令和 7 年 5 月 2 4 日から施行する。